

別記様式第14号-1(第27第4項関係)

令和6年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金) 都道府県等成果及び評価報告書(令和7年8月作成)

都道府県等名:広島県

目的	目標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メ ニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標値	達成度		
I 農畜水産物の安全性の向上	海洋生物毒等の監視の推進	海洋生物毒のモニタリングの総実施数 207回	186回	89%	広島県	207回	89%	319,410	
		有害微生物又はノロウイルスのモニタリングの総実施数 120回	120回	100%		120回	100%	205,749	
		小計		93%			93%	525,159	
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 105.7	154.6	146%	広島県	105.7	146%	7,838,000	
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合 92.7%	92.7%	100%	広島県	92.7%	100%	200,000	
総 計・総合達成度				総合達成度 141% 総合評価 A				8,563,159	

国による評価の概要

総合達成度は141%であり、総合評価「A」は妥当と判断する。なお、事業は適切に実施されたと評価する。

目標 海洋生物毒等の監視の推進

事業実施期間 令和6年度

都道府県等名、都道府県域を越えた取組又は
広域の取組の事業実施主体名
広島県

【事業の実施方法】

1 海洋生物毒のモニタリング調査

(1) 海洋生物毒の監視調査

本県では平成4年に初めて海洋生物毒(貝毒)が発生し、その後は毎年のように二枚貝の毒化が起きていることから、生産段階のリスク管理を適切に実施するため以下の計画及び方法により海洋生物毒の監視調査を実施した。

(計画)

検査毒種 (麻痺性・下痢性)	調査対象	かき、アサリ、ムラサキイガイ
	毒種別の検査方法	麻痺性:マウス公定法 下痢性:機器分析法
	調査期間	上期4月～5月、下期10月～3月
	貝種別の調査定点 総数及び海域	23点 (かき:16、アサリ:6、ムラサキイガイ:1) (海域名:広島湾西部、広島湾北部、広島湾中部、 広島湾南部、呉湾、広湾、三津湾、広島県東部)
	調査定点当たりの 毒種別調査回数	麻痺性: 8回以上 下痢性: 1回以上
	毒種別監視調査回 数	207回(麻痺性:184回 下痢性:23回) (内訳 麻痺性:23×8=184回 下痢性:23×1=23回)

(2) 海洋環境調査

海洋生物毒の監視調査を的確に実施するには、海洋生物毒原因プランクトンの出現動向を把握する必要がある。そこで、上記の海域において定期的に海洋環境調査を行い、採水・検鏡検査により海洋生物毒原因プランクトンのモニタリングを実施し、その結果を海洋生物毒の監視調査に活用した。(別事業による調査)

2 有害微生物又はノロウイルスのモニタリング調査

・ ノロウイルスの監視調査

本県では、平成18年にノロウイルスによる風評でかきの消費が落ち込んだ経緯があり、消費者のかきに対する不安感を払拭することが課題であることから、生産段階におけるかきのノロウイルス汚染のリスク管理を行うため、以下の計画及び方法によりノロウイルス監視調査を実施した。

(計画)

ノロウイルス	調査対象	かき
	調査方法	PCR法
	調査期間	上期4月～5月、下期10月～3月
	調査定点総数及び 海域	15点 (海域名:広島湾西部、広島湾北部、 広島湾中部、広島湾南部、呉湾、広湾、三津湾、広島県東部)
	調査定点当たりの 調査回数	8回
	監視調査回数	120回(15×8=120回)

【目標値】

- 1 海洋生物毒のモニタリングの総実施回数 :207回
2 有害微生物又はノロウイルスのモニタリングの総実施回数 :120回

目標値

項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
1 海洋生物毒のモニタリングの総実施数	196回	207回	186回	89%	A
2 有害微生物又はノロウイルスのモニタリングの総実施数	116回	120回	120回	100%	A
計				93%	A

事業内容及び実績額

事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)
(1) 海洋生物毒等のモニタリングのための調査分析・分析機器の整備	海洋生物毒の監視調査	638,820	319,410	50
	ノロウイルスの監視調査	411,498	205,749	50
計		1,050,318	525,159	

【事業の成果】

1 海洋生物毒のモニタリング調査

(1) 海洋生物毒の監視調査

海洋生物毒の監視調査を実施したことで的確に二枚貝類の毒化状況が把握でき、毒化した二枚貝類の流通及び健康被害の発生を未然に防止することができた。

(実績) 186回(麻痺性168回、下痢性18回)

(実績根拠) 調査対象別の調査定点数 : かき16、アサリ6、計22定点

調査定点当たりの毒種別調査回数 : 10回(麻痺性貝毒9、下痢性貝毒1)

ムラサキイガイは、当初検査を予定していたが、生産が行われなかったため、調査を実施しなかった。

監視調査回数 : 186回(麻痺性168回、下痢性18回)

調査期間 : 計画と同じ

麻痺性 22地点×9回 - 欠測30回(かき10回、アサリ20回) = 168回

下痢性 22地点×1回 - 欠測 4回(かき 1回、アサリ 3回) = 18回

その年の水温や餌料環境などにより、生育状況が異なるため、年度や海域によって出荷開始、終了時期が変動する。検査時期に水揚げされず、検体を入手できなかった地点は欠測となった。

特にアサリについては、生育不良などにより、生産を取りやめた海域もあったことから、欠測が多かった。

近年貝毒の発生リスクが高まっている12月に調査回数を1回増やして対応したが、結果的に調査回数減となった。

(2) 海洋環境調査

別事業による海洋環境調査結果の活用により、海洋生物毒原因プランクトンの発生状況を把握した結果、発生状況に応じた海洋生物毒の監視調査が的確に行える体制整備に資することができた。

2 有害微生物又はノロウイルスのモニタリング調査

・ ノロウイルスの監視調査

ノロウイルスの監視調査を実施することで、その結果を生産者への助言に役立てることにより、生産段階におけるカキのノロウイルス汚染のリスク管理に資することができた。

(実績) 120回

(実績根拠) 調査対象 : かき15定点

定点当たりの調査回数 : 8回

監視調査回数 : 120回(=15定点×8回)

調査期間 : 計画と同じ

検体については、多くの調査定点で、海洋生物毒監視調査用の検体と兼ねているが、貝毒で欠測となった調査定点はノロウイルスの調査定点ではなかったことから、結果的に欠測は生じなかった。

【達成度】

1 海洋生物毒のモニタリングの総実施数

目標値 ; 207回 …①

実績 : 186回 …②

達成度 : ②実績(186) / ①目標値(207) × 100 = 89% …③

2 有害微生物又はノロウイルスのモニタリングの総実施数

目標値 ; 120回 …④

実績値 : 120回 …⑤

達成度 : ⑤実績(120) / ④目標値(120) × 100 = 100% …⑥

計(加重平均の算出)

((海洋生物毒の監視調査の交付金相当額319,410円 × ③89%) + (ノロウイルス監視調査の交付金相当額205,749円 × ⑥100%)) ÷ 交付金相当額の計 525,159円 × 100 = 93%

都道府県等、都道府県域を超えた取組又は広域の取組の事業実施主体による評価の概要

定期的な海洋生物毒の監視調査、ノロウイルスの監視調査及び海洋環境調査の調査結果の活用により、二枚貝の毒化状況等を的確に把握し、食品としての安全性確保に資することができた。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議
(第三者会議)(委員については別紙参照)

事業を適切に実施している。

国による評価の概要

目標値は概ね達成されており、海洋生物毒及びノロウイルスの監視の推進が適切に行われていることから、事業は適切に実施されたと評価する。

目標 家畜衛生の推進	
事業実施期間 令和6年度	都道府県等名 広島県
事業の実施方法	
<p>【事業内容】 畜産物の安全性確保及び安定供給には、生産段階における家畜衛生の推進を図る必要があることから、疾病の発生予防、早期発見や疾病発生時の体制整備、飼育管理等についての調査・指導などの取り組みを行った。</p> <p>(1)監視体制の整備・強化 BSE検査・施設賃貸および家畜衛生関連情報の整備等</p> <p>(2)家畜の伝染性疾病の発生予防 飼養衛生管理基準強化指導</p> <p>(3)家畜の伝染性疾病のまん延防止 防疫演習等の開催等及び家畜伝染病発生時の体制整備等</p> <p>(4)畜産物の安全性向上 HACCP研修会参加</p> <p>(6)家畜衛生の推進に係る関連機器の整備 家畜伝染病検査機器の整備</p>	
<p>【目標値の考え方】 ○家畜衛生に係る取組の充実度 105.7 検査件数について、過去三年間の平均と同程度を計画している。近年、全国的に発生件数が増加している牛伝染性リンパ腫の摘発に重点をおいて検査を行っており、疾病発生件数については、ほぼ同程度の発生件数を見込んでいる。 なお、特定疾病の集団発生等があった場合には、検査体制をさらに拡充させ、家畜衛生の推進を図ることとしている。</p> <p>・現状 ・令和3～5年度伝染性疾病発生件数(平均):63件 ・令和3～5年度検査件数(平均):9,335件</p> <p>・実施後 ・令和6年度伝染性疾病発生件数:65件 ・令和6年度検査件数:9,750件</p> <p>・目標値 A:家畜の伝染性疾病の検出割合の減少率:$\{(63/9,335) - (65/9,750)\} \div (63/9,335) = 0.012$ B:Aにおける対象疾病の検査件数の増加率:$(9,750 - 9,335) \div 9,335 = 0.044$ 目標値:$100 \times (1+A) \times (1+B) = 105.7$</p>	

目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
家畜衛生に係る取組の充実度	100	105.7	154.6	146%	A
<地区推進事業>					

事業内容及び実績額				
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)
(1)監視体制の整備・強化	①診断予防技術の向上 ②精度管理の適切な実施 ③サーベイランスの円滑化	5,710,599	2,837,765	49
(2)家畜の伝染性疾病の発生予防	①飼養衛生管理基準遵守強化	267,478	131,507	49
(3)家畜の伝染性疾病のまん延防止	①まん延防止の円滑化 ②疾病発生時の体制整備	189,815	90,458	47
(4)畜産物の安全性向上	①生産衛生管理体制の整備 ②動物用医薬品の適正使用と危機管理	774,356	387,178	50
(6)家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備	①関連機器の整備	8,793,185	4,391,092	49
(計)		15,735,433	7,838,000	

事業の成果

【実施状況】

ア 監視体制の整備・強化

(イ) 精度管理の適切な実施

校正周期等を適切に管理し必要な検査機器の校正を実施すること及び外部精度管理を定期的に受験することで、検査の信頼性を確保することができた。

- ・電子天秤（1台）、リアルタイムPCR（1台）、マイクロピペット（16本）
- ・精度管理受検：11件（HPAI遺伝子検査RT-PCR法 他10件）

(ウ) サーベイランスの円滑化

a BSE検査・清浄化の推進

(e) 死亡牛取扱い機器の導入

中古冷凍コンテナ 2基（R6.6～共用開始）一者随意契約 契約年月日 R6.5.23、納品年月日 R6.6.1

イ 家畜の伝染性疾患の発生予防

家畜飼養農場1,273戸に対し、家畜伝染病予防法に基づく定期報告の手引きを郵送またはメール送付し、飼養衛生管理の自己点検を啓発することで、飼養管理の衛生水準の向上を図った。

ウ 家畜の伝染性疾患のまん延防止

(ア) まん延防止の円滑化

関係機関等への説明会等を実施することで、広範囲な地域に影響を及ぼす家畜伝染病の発生に備え、防疫体制の充実を図ることができた。

- ・関係機関への説明会、防疫演習等 31回

a 連絡調整会議の開催

家畜防疫に係る説明会等：12回、会議12回 重大な動物感染症全般

- ・R6.7月 1回 農林指導班員説明会 農業技術センター（東広島）21名（県・関係団体）
- ・R6.10.11月 4回 現地対策部班員説明会 県庁舎（東広島、福山、尾道、庄原）210名（県）
- ・R6.9.10.11月 4回 一般動員者説明会 県庁舎（福山、尾道、三次、庄原）41名（県）
- ・R6.10月 3回 一般動員者説明会 市役所（尾道、三原、世羅）3名（県）
- ・R6.4月 1回 防疫措置体制検討会 県庁舎（広島）3名（県）Web併用
- ・R6.8月 1回 県境防疫検討会 岡山県備中県民局（広島、岡山）3名（県）
- ・R6.5月 1回 畜産担当者会議 県庁舎（東広島）35名（県・市町・関係団体）
- ・R6.5月 1回 防疫対策会議 県庁舎（庄原）24名（県・市町・関係団体）
- ・R6.10月 1回 防疫連絡会議 県庁舎（広島）1名（県）
- ・R6.10月 1回 防疫対策講習会 県庁舎（広島）2名（県）
- ・R6.5.6.9月 3回 移動規制班打合せ 県庁舎（広島、東広島、福山）13名（県）
- ・R6.5月 1回 行動マニュアル作成会議 県庁舎（東広島）1名（県）
- ・R6.7月 1回 動員管理システム操作実習 県庁舎（広島）2名（県）
- ・R6.12月 1回 畜産班員配置検討会議 県庁舎（東広島）2名（県）

b 防疫演習の実施

防疫演習：7回

- ・R6.8.8 令和6年度重大な動物感染症発生時における畜産班員防疫演習 畜産技術センター（庄原）34名（県）
- ・R6.8.28 令和6年度重大な動物感染症一般動員者防疫演習 県庁舎（広島）87名（県）
- ・R6.10.1 府中市防疫演習 府中市役所（府中）36名（県・市町）
- ・R6.10.2 福山市防疫演習 福山市役所（福山）10名（県・市町）
- ・R6.10.9 令和6年度重大な動物感染症 東部地域防疫演習 養鶏場（世羅）18名（県・市町・関係団体）
- ・R6.10.25 捕鳥かごカバーを用いた鶏の殺処分演習 農業技術センター（東広島）9名（県・関係団体）
- ・R6.11.8 令和6年度重大な動物感染症に関する地域防疫演習 農業技術センター（東広島）31名（県・市町）

エ 畜産物の安全性向上

(イ) 動物用医薬品の適正使用と危機管理

次の取組により、安全な畜産物の供給体制を推進することができた。

- a 動物用医薬品の適正使用と流通 28店舗立入、全て適切に実施を確認した。
- b 医薬品の検査 1品目収去し、合格を確認した。
- c 医薬品の使用実態調査 農場30戸立入し、適切使用を確認した。
- d 薬剤耐性の発現状況調査 国が定める菌種（サルモネラ）は分離されなかった。

カ 家畜衛生の推進に係る関連機器の整備

検査機器を整備することで、検査体制の充実を図ることができた。

【備品】

広島県西部畜産事務所

- ・冷蔵庫（1台）、冷凍庫（1台）、マイクロトーム（1台）、顕微鏡（2台）、クーリングキュベーター（1台）

広島県東部畜産事務所

- ・光度計（1台）、電動噴霧器（1台）

【消耗品】

広島県西部畜産事務所

- ・マイクロピペット

広島県西部、東部及び北部畜産事務所

- ・精度管理用標準温度計

【成果】

・現状

- ・令和3～5年度伝染性疾病発生件数（平均）：63件
- ・令和3～5年度検査件数（平均）：9,335件

・実施後

- ・令和6年度伝染性疾病発生件数：47件
- ・令和6年度検査件数：10,696件

・目標値

- A：家畜の伝染性疾病の検出割合の減少率： $\{ (63/9,335) - (47/10,696) \} \div (63/9,335) = 0.349$
- B：Aにおける対象疾病の検査件数の増加率： $(10,696 - 9,335) \div 9,335 = 0.146$

目標値： $100 \times (1+A) \times (1+B) = 154.6$

都道府県等による評価の概要

本事業を活用し、検査機器の校正及び外部精度管理の受検による検査の信頼性確保、確実なBSE検査の実施、農場の飼養衛生管理基準の遵守率向上を図ることができた。また、重大な動物感染症に関する関係機関等への説明会、防疫演習等を実施することで、広範囲な地域に影響を及ぼす家畜伝染病の発生に備え、防疫体制の充実を図ることができた。今年度は、R4、R5に発生した高病原性鳥インフルエンザの発生対応をきっかけに、飼養衛生管理の徹底を図ったことにより、未発生であったことと、養鶏農場の衛生水準が上がり、他の疾病の発生も少なくなり、他の畜種への検査計画や衛生指導も効果的に実施できたことから、指標となる充実度(実績値)は目標値を大幅に上回り、達成度は146%となり、A評価に該当した。

本事業内容を継続したことで、年間を通じて迅速で正確な防疫対応を実施し家畜伝染病対策を推進できたが、これらの成果は恒常的なものではなく、取り組みの継続は必須であると考えている。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議
(第三者会議)(委員については別紙参照)

事業を適切に実施している。

国による評価の概要

農政局の指導等を踏まえた確実なBSE検査の実施体制づくりや、検査機器を整備することで家畜伝染性疾病的検査体制づくりの強化にも取り組み、目標値は達成されており、事業は適切に実施されたと評価する。

伝染性疾病発生件数を減少させるため、継続的に発生する慢性疾病については、その要因及び効果的な対策を十分検討の上、引き続き、監視体制の整備、伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に取り組まれることを期待する。

別記様式第13号-4(第27第1項関係)

目標 養殖衛生管理体制の整備	
事業実施期間 令和6年度	都道府県等名、都道府県域を越えた取組又は広域の取組の事業実施主体名 広島県

事業の実施方法
 広島県の海面では島しょ部で魚類養殖、沖合いではノリ養殖、内水面では資源増殖、食用魚及びニシキゴイの養殖も行われている。消費者の食品の安全性に対する要求が高まる中、養殖水産物に関しては、医薬品等の使用状況や養殖漁場の環境に大きな関心が寄せられており、養殖水産物の安全性を確保することが課題となっている。
 健全で安全な養殖魚の生産に寄与するため、魚病の発生予防及びまん延防止を図るとともに、水産用医薬品の適正使用を指導する必要があることから、以下の方法により事業を実施した。

1 総合推進会議の開催等
 魚病情報の交換や防疫措置及び衛生管理技術等を検討するため、瀬戸内海・四国ブロック魚病検討会や全国養殖衛生管理推進会議に参加した。

2 養殖衛生管理指導
 養殖水産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に寄与するため、本県の養殖経営体に対し、魚病指導研修会の開催、並びに周年にわたり水産用医薬品等の適正使用指導に係る巡回指導等を実施した。

5 疾病の発生予防・まん延防止
 魚病の発生予防及びまん延防止を図るため、特定疾病に係る魚病診断や、アユ冷水病等保菌検査を行ったとともに、必要な指導を行った。また、魚病診断に必要な試薬等を購入した。

【目標値】
 養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合
 : 養殖衛生指導を行う経営体数(101) / 経営体数(109) × 100 = 92.7%

【目標値の根拠】

・経営体数	109(108)
① 給餌養殖経営体数	93(92)
② アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数	20(20)
・水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数	5(5)
・養殖衛生指導を行う経営体数 (実経営体数)	101(101)
① うち指導会議によるもの	22(23)
② うち巡回指導によるもの	45(48)
③ その他によるもの	101(101)

※()内は、令和5年度の数値

目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合	93.5%	92.7%	92.7%	100%	A

事業内容及び実績額				
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)
(1)総合推進会議の開催等	全国、地域会議等	37,694	18,847	50
(2)養殖衛生管理指導	医薬品適正使用指導 養殖衛生管理技術普及・啓発(魚病指導研修会)等	181,726	90,863	50
(5)疾病の発生予防・まん延防止	疾病の監視・発生対策・アユ冷水病対策	180,580	90,290	50
計		400,000	200,000	

【事業の成果】

1 総合推進会議の開催等

全国会議等に参加したことにより、最新の魚病等の情報や養殖衛生管理指導にかかる知見を深めた。

2 養殖衛生管理指導

本県の養殖経営体に対し、魚病指導研修会を開催し養殖技術指導を行ったこと、並びに、周年にわたり水産用医薬品等の使用状況調査指導に係る巡回指導等を実施したことにより、養殖水産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に資することができた。

5 疾病の発生予防・まん延防止

魚病診断に必要な試薬等の資材を購入したことにより、魚病診断を行う体制を構築した。また、養殖経営体等に対して、特定疾病に係る魚病診断等やアユ冷水病等保菌検査を行ったとともに、必要な指導を行ったことにより、魚病の発生予防及びまん延防止が図られ、健全で安全な養殖魚の生産体制が確保された。

【実績及び根拠】

ア 養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合

養殖衛生指導等を行った経営体数（101）／経営体数（109）×100＝92.7%・・・【実績】

イ 経営体数

109

① 給餌養殖経営体数

93

② アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数

20

ウ 水産医薬品適正使用指導等会議の開催回数

5

エ 養殖衛生指導等を受けた経営体数（実経営体数）

101

① うち指導会議によるもの

22

② うち巡回指導によるもの

43

③ その他によるもの

101

【達成度】 実績（92.7%）／目標値（92.7%）＝100%

都道府県等、都道府県域を超えた取組又は広域の取組の事業実施主体による評価の概要

本県の養殖経営体に対し、水産用医薬品等の適正使用の指導を実施した結果、養殖水産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に寄与できた。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議
（第三者会議）（委員については別紙参照）

事業を適切に実施している。

国による評価の概要

目標値は達成されており、養殖経営体に対する養殖衛生管理指導及び疾病の発生予防・まん延防止対策が適切に行われていることから、事業は適切に実施されたと評価する。